

## 第5回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月25日(火) 13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 13人  
会長 1番 内海 武博  
会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則  
4番 上野 悟 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則  
7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭  
10番 荻田 光 12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子  
14番 島津 健治
4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員の指名 10番 荻田 光 12番 吉儀 良弘
6. 議事日程
  - 第1 付議事項  
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について(2件4筆)  
議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)  
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について(2件6筆)  
議案第29号 非農地証明申請について(1件1筆)  
議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画について(利用権設定)  
議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定  
による農用地利用配分計画案について(利用権設定)  
議案第32号 世羅町農地利用最適化推進委員の委嘱について
  - 第2 協議事項  
(1) 下限面積(別段の面積)の設定について  
(2) 農地パトロールについて  
(3) 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3  
年度の目標及び達成に向けた活動計画について
  - 第3 報告事項  
(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について  
(2) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について  
(3) 農業相談について
  - 第4 連絡事項  
(1) 今後の日程
7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華
8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)  
(開会)

13時27分

事務局 定刻の時間より少し早いですが、皆さんお揃いですので開会させていただきます。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席ください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 はい、あらためてこんにちは。農作業も一段落されたところもあるかとも思いますし、まだまだあるよと言われる方もおいでになろうかとも思いますが、ほんとお疲れのところご苦労さまでございます。今、事務局から注意事項と云うのがありましたけれども、私からも一つ、発言の際は必ず挙手して頂き、お名前を言って頂いて、議長の承認を得て発言をという事を守って頂きたいと云うふうをお願いをいたしておきます。ちょっと先月、バタバタとなりましたのでキッチリそう言うことをやって行ければと云うふうに思っております。よろしくをお願いします。今日は、太陽光 2030 年度に倍増するんだと云うふうな記事が読売新聞に載ってましたのでお配りしております。これによりますと、自治体が事業者を後押しするんだと云うふうに書いてありますんで、ますますもって自治体からの指導と言いますか、業者に対する指導を徹底して頂ければと云うふうに感じたわけでございます。

議長 それでは第5回農業委員会総会を開催します。現在の在任委員は13人、今日の出席は13人全員でございます。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立をいたします。本日の総会の議事録署名は、10番 荻田光委員さん、12番 吉儀良弘委員さんをお願いします。

(報告事項)

議長 それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定の関係から「報告事項(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集44ページをご覧ください。「報告事項(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。いわゆる合意解約の関係です。2件あります。賃貸者は■■■■の■■■■さん、賃借者は■■■■の■■■■さんです。当該農地は■■■■他2筆です。地目は田です。地積につきましては3筆合計で6,628㎡、解約の申入日は令和3年3月31日、合意解約の成立日も令和3年3月31日、土地の引き渡し時期につきましても令和3年3月31日です。こちらの農地につきましては他への耕作依頼で新たに■■■■様と利用権設定される予定でございます。もう1件について、■■■■の■■■■さんです。賃借者は広島県森林整備・農業振興財団、当該農地につきましては■■■■、地目は田で、地積は2,571㎡です。解約の申入日は令和3年4月30日、合意解約の成立日も令和3年4月30日、土地の引渡し時期は令和3年5月31日です。これにつきましては、賃貸借契約の物納から、使用賃貸契約、無償に切り替わるため、いったん合意解約の方いたしましたして、新たに使用賃貸契約という事で利用権設定をされる予定でございます。報告については以上です。

議長 はい、続きまして付議事項に入りますが、現在、広島県へ緊急事態宣言が発

令されております。新型コロナウイルス感染症対策の為、現地調査説明員からの説明を農業委員会事務局から行い、事務局の説明および報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。

(付議事項)

(議案第 26 号)

議長 それでは、議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(2 件 4 筆) を議題といたします。

(議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受)	現地調査委員	現地目	地籍
■■■■■	■■■■■	(渡) 高齢で居住地から遠距離の為譲渡したい (受) 法人の構成員であり、所有権を得て安定した管理をしたい。(■■■■■の構成員)	松尾・宮迫・垣内	田 2 筆	2,952 m <sup>2</sup>
			(現地確認) 5 月 22 日、3 名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見を頂いております。		
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠方に居住しており耕作困難。後継者もいない。 (受) 自己所有農地の隣地の為、一体として農業を行いたい。	綿谷・神尾・中村	田 2 筆	2,541 m <sup>2</sup>
			(現地確認) 5 月 15 日、3 名の委員で実施され、管理されており特に問題は無いとの意見を頂いております。		

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集 1 ページ目をお開きください。「議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請」についてです。(議案集により朗読説明、現地調査委員からの報告。)

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 はい、8 番委員どうぞ。

8 番 8 番宮丸です。2 番の■■■■■ 2 筆の件ですが、理由として譲受人の方の自己所有農地の隣地の為という事で、一体として農業を行いたいとありますが、隣地と言うのは、この 7 ページの地図から言えばすぐ側という意味ですか。そしてどのような管理がされているのかが知りたい。

議長 では、事務局の方、お願いします。

事務局 はい、まず、農地と隣接している隣地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、7 ページの図面にしますと、■■■■■の右下になります。作物といたしましては、樹園地として、隣接をした自己所有農地の管理を行われておりますので、同じ様な形でリンゴとか梨とかそういった果樹の関係をされるとうふう聞いております。以上です。

8 番 はい、ありがとうございます。

議長 はい、他に質疑ありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、採決いたします。申請どおり許可として取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして、取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 27 号)

議長 続きまして議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」1 件 1 筆を議題といたします。

(議案第 27 号農地法第 4 条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	事業概要
■■■■	田 61㎡	墓地造成	行吉・勝見・黒木	現況 畑 第 2 種農地 農用地区域外
(現地確認) 5月19日、3名の委員で実施され、問題は無いというご意見を頂いております。				

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集の 11 ページをご覧ください。議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」でございます。(議案集により朗読説明、現地調査委員からの報告。)

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

議長 続きまして議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(2 件 6 筆) を議題とします。

(議案第 28 号の内容農地法第 5 条の規定による許可申請について)

譲受人	譲渡人	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■	■■■■	駐車場	下原・相良・稲田	畑 1 筆 184㎡ 第 2 種農地 農用地区域外
(所有権移転)		(現地確認) 5月18日、3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見を頂いております。		
■■■■	■■■■	農業用倉庫・農機具洗車場 土砂溜・土砂置き場 (始末書提出)	宮迫・松尾・垣内	畑 3 筆、田 2 筆 1,145.15㎡ 第 2 種農地 農用地区域外
(所有権移転)		(現地確認) 5月22日、3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見を頂いております。		

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集の20ページをご覧ください。議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請」について2件申請を頂いております。(議案集により朗読説明、現地調査委員からの報告。)1件目は、空き家バンクで手続きされており、近々隣接している家等の購入をされる予定。2件目は、一部建物が建設されているため、始末書提出。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、9番委員さん。

9番事務局 9番鈴木です。2番目の合計面積1145.15㎡は間違いないですか。面積が10㎡以下の物であれば、小数点第2位まで計上するよう登記上なっております。そう言ったことで [REDACTED]、[REDACTED] につきましては、小数点以下の数字が出ているということでございます。

議長 よろしいですか。

9番 分かりました。

議長 はい、ありがとうございました。

議長他に意見はありませんか。

議長 よろしいですか。

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第29号)

議長 続きまして、議案第29号「非農地証明申請について」(1件1筆)を議題といたします。

(議案第29号非農地証明申請について内容)

申請人	当該農地	地目地籍	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
[REDACTED]	[REDACTED]	畑1筆 415㎡ (現況原野)	H10年頃	地目変更	茶谷・湯川・堀田
			(現地確認)5月16日、3名の委員で実施され、 荒廃していることを確認され、非農地とすることはやむを得ないということでご意見を頂いております。		

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集36ページ目をご覧ください。議案第29号「非農地証明申請について」でございます。(議案集により朗読説明、現地調査委員からの報告。)

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは採決いたします。申請どおり許可として取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第30号・第31号)

議長 議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第31号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。この議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、別冊議案第30号「農用地利用集積計画の作成について」それから同じく、別冊議案第31号「農用地利用配分計画の作成について」併せて説明いたします。まず、議案30号について2ページをお開きください(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。10年以上の設定が、全体の中で3筆8,649㎡。

世羅地区 11筆 15,840㎡ 世羅西地区 8筆 8,113㎡

合計 19筆 23,953㎡

(田 18筆 23,872㎡、畑 1筆81㎡)

新規設定の多くは管理者が亡くなったり、高齢や遠方で管理が出来なくなったもの、個人経営者の法人立ち上げによる貸し借りになります。

次に議案31号について、3ページをお開きください。農用地利用配分計画、農地中間管理機構を利用した借り受けの計画がありますが、世羅西地区(農)穂MINORIさんが2筆622㎡の借り受けを計画されております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありますか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。申請どおり許可として取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。

(議案第32号)

議長 続きまして、議案第32号「世羅町農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

東地域 1名

受付順	氏名	性別	年齢	職業	認定農業者の当該状況	推薦・応募	推薦団体等
1	榎奥忠雄	男	68	農業	無	推薦	(農)すなだ

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議案集40ページをご覧ください。議案第32号「世羅町農地利用最

適化推進委員の委嘱について」です。これは、農業委員と同じ時期に公募で募って、公募または推薦等で選出、立候補等して頂いた方が1名おられます。こちらの1名について承認を頂きたいものでございます。内容、お名前等については、一度、お目通し頂いていると思いますので、省略の方をさせていただきますが、推薦の応募でございますが、町の一定の基準を満たした方となっております事をご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

議長

はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ございませんか。

議長

はい、原案とおり承認する事として取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長

それでは、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長

はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案とおり承認するものとして取り扱います。尚、委嘱状の交付式は、6月1日火曜日の午前に行う予定でございます。ありがとうございました。

本日の議案は、全てご審議頂きましたのでここで協議事項に移らせて頂きます。併せて議長も交代いたします。作田副会長、よろしくお願いいたします。

（議長交代・作田副会長が進行）

13時55分

（協議事項）

議長

それでは、協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集41ページをご覧ください。協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定」についてです。■■■■■が空き家バンクに付随した農地で下限面積の1,000㎡に満たないですが、取得の希望があります。そのため、下限面積の設定区域として設定させてもらうものでございます。議案集42ページにこの案件の参考資料をつけております。同じく43ページに赤で囲った所が当該農地となっております。事務局からの説明は以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はございませんか。

議長

ございませんね。

議長

それでは原案とおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長

はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長

はい、全員賛成により、案が成立しました。

議長

協議事項(2)「農地パトロールについて」事務局の説明を求めます。

事務局

はい、別冊の協議事項2農地パトロール(農地利用状況調査)についての説明をさせていただきます。1ページに記載しております依頼文書発送日が令和3年5月27日ですが、この総会後に決済し正式な日付を入れて送付いたします。1ページをご覧ください。今年も農地最適化推進委員に、農地パトロールの実施を依頼したいと考えております。本来であればこの総会后、直ぐに説明会を開催する事を考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、集合形式での説明は行わず、文書配布により説明をさせて頂きたいと考えております。そのため、依頼文と合わせて色々な資料を付けて説明をさせて頂

こうと考えております。昨年度との変更点の方はございません。引き続き世羅町で作成した判定チャートに基づき、実施して頂けたらと言うふうに考えております。2ページをご覧ください。パトロールの実施は、6月から7月19日までには現地の確認をして頂きたいと思っております。それで、最終的な調査結果の報告締め切りが8月末まで、調査用に航空写真地図と赤ペンを付けて送付させて頂こうと考えております。判断基準につきましては、作付けが無い、管理されてない農地に生えている植物の状況で、荒廃農地か不作付地に仕分けるという事で、判定フローチャートの方でご確認して頂いて、一年生の草のみであれば、不作付地として判断いたします。多年生の植物又は木、竹、笹などが生えておれば、荒廃農地としてA分類、B分類の仕分けになります。3ページにフローチャートを付けておりますが、判定基準として作付けの有るか無いか、作付けがあれば作付地、作付けが無ければ、管理の有るか無いか、管理があれば不作付地、管理なしの場合でも農地の植物の状況を見て、1年生の草のみであれば、不作付地として記載は不要です。機械の入らない1000㎡以下の小さい面積であれば不作付地として扱う。という事で対応したいと考えております。その他、転用にあたる農地は別な様式へ書いてもらう様な方向で考えております。4ページ、5ページ、6ページは、実際の写真を付けた説明となっております。こちらのケースを見ながらご判断の方をして頂きます。また、こちらの方の資料には付けておりませんが、取りまとめ票A・B分類等の様式をそれぞれ付けて送付する予定です。それから、7ページには参考で、現地の確認用の航空写真と地番を付けた地図、昨年度までの調査でA分類になった農地の一覧表を付けてお渡ししようと考えております。新たに農地最適化推進委員になられた方につきましては、個別に説明したいと考えております。説明につきましては以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長

ございませんか。

議長

それでは原案とおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長

はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長

はい、全員賛成により、案が成立しました。

議長

協議事項、(3)「農業委員会活動計画について」事務局の説明を求めます。

事務局

はい、説明の前に修正をお願いします。(議案集の目次 協議事項(3)「農業委員会活動計画」を「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画について」に修正。)

それでは別冊協議事項3をご覧ください。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を記載しております。内容は、農業委員会活動計画の昨年度の目標に対しての実績を取りまとめたものが、別紙様式2となっております。9ページの別紙様式1、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。具体的な内容につきましては、事前送付している中でご一読頂いていると思いますが、今年度の内容につきましては、例年通りの形を踏襲した計画で進めて行きたいと考えております。今後の流れとしましては、この内容に



つきまして、この総会で適当であると認められましたら町のホームページ等で公表します。事務局からの説明は以上です。

- 議長 事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。  
 議長 ございませんか。  
 議長 それでは原案とおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。  
 議長 はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)  
 議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

- 議長 次に、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」事務局の説明を求めます。

- 事務局 はい、議案集 45 ページをご覧ください。報告事項(2)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」です。(以下 報告事項(2)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」2件を議案集により朗読説明。)

事業者	当該農地	事業の目的	事業概要	種別・農振計画
〇〇〇〇	〇〇〇〇 田 1 筆 132 m <sup>2</sup> の内の4 m <sup>2</sup>	携帯電話サービスの 拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77m コンクリート柱) 1 基 4 m <sup>2</sup>	第2種農地 農用地区域外
〇〇〇〇	〇〇〇〇 畑 1 筆 46 m <sup>2</sup> の内の4 m <sup>2</sup>	携帯電話サービス の拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77m コンクリート柱) 1 基 4 m <sup>2</sup>	第2種農地 農用地区域外

- 議長 事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。  
 議長 はい、では無いようですので次に行きます。報告事項(3)「農業相談について」事務局の説明を求めます。

- 事務局 はい、議案集 50 ページをご覧ください。報告事項(3)「農業相談について」です。令和3年5月12日、場所は宇津戸自治センター、相談員は上野委員、鈴木委員と事務局で行いましたが、今回につきましては相談者の方ではございませんでした。以上です。

(連絡事項)

- 議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について、事務局から連絡をお願いします。

- 事務局 はい、それでは、議案集の51ページ目をご覧ください。

(連絡事項(1) 今後の日程について内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
6月2日	農業相談	津久志自治センター	作田委員 吉儀委員	コロナ対策 のため中止
6月10日	世羅町農業委員会 役員会	世羅町役場南館 2階打ち合わせ室	役員全員	9:30

6月25日	第6回 世羅町農業委員会総会	世羅町役場南館 3階会議室 2	委員全員	13:30
-------	-------------------	--------------------	------	-------

(以下、議案集により朗読説明) 以上です。

議長  
事務局

はい、その他で事務局から何かありますか。

はい、本日配布しております「農業委員・農地最適化推進委員の募集に係る最終公表(令和3年4月27日現在)」をご覧ください。募集に対する申し込みは、先ほど議案第32号の世羅町農地利用最適化推進委員の委嘱でも説明させて頂きましたが、それぞれ1名、こちらにつきましては、町のホームページにて公表をしております。農業委員につきましては、6月4日予定の令和3年世羅町議会第2回定例会において任命することについて町議会の同意を求める予定でございます。

また、最適化推進委員の委嘱式につきましては、先ほど会長からもお話がありましたとおり6月1日(火)に行う予定でございます。以上です。

議長  
議長  
4番

はい、その他に委員さんの方から連絡する事がありますでしょうか。

はい、どうぞ。

4番上野です。全般の質問なんですけども、私は委員をして1年近くになるんですが、皆さんこの資料は、どのくらい保存せんといけんのか、持っておられるんかと言う質問と、それから、今は小中学校でもタブレットになっとるんで、出来ればこの資料をタブレットで見ればこんな重たいもん持ってあれじゃし、そういう事をお考えかどうかお聞きしたいんですけど。

議長  
事務局

はい、事務局。

はい、上野委員のご質問につきまして、それぞれ農業委員さんの方に配布しております資料等につきましての保管でございますが、こういった総会資料につきましては、事務局の方で永久保存する形になっておりますので、不必要と言う事でございましたら事務局の方へ持って来て頂ければ、事務局の方で処分をさせていただきます。いつまで取っておくかこちらで決めるのは難しいので、自分で持ちで持っておきたいという事があればそうでしょうし、もう要らないと言う事であればこちらで処分はさせていただきます。大体、任期が終わるときに全てこちらの方に頂ければ処分の方は勿論させて頂くようになります。

もう1件ありました議案集のタブレット化して紙などの経費削減という事でございますが、農業委員会単体で、タブレット等の導入という事になると、中々、難しい部分もございますので、農業委員会以外の会議、例えば議会、議会自体もそう言った所にしていく方向で多分今後は動いていく必要があると言うふうに思いますので、そう言った所と合わせてですね、ペーパーの簡素化を図ることについてそう言った所と連携させてもらいながら対応の方を検討させて頂きたいと言うふうに思っております。

4番

という事は、議会がそういう風な流れになれば、ここもなり得るということですか。

事務局

基本的に予算等の関係も出てくるので、例えば議会の方で活用するという事でタブレットを購入したとして、議会機関以外の他の所の例えば農業委員会

であれば毎月とか、その他委員会の関係とかもあると思いますんで、そういった所と連携した活用方法を検討していく方が、購入し易いと言うか利用活用がし易いのかなと言うふうに考えております。議会がすればすると言う事ではないんですが、町全体として費用対効果を考えた時といった所も出てくるので、農業委員会事務局単体言う事になると中々、予算確保が難しいのではないかと  
言うふうに思います。

議長 はい、8番委員どうぞ。

8番 8番宮丸です。先ほど総会議案集の保管についてですが、4番委員さん言われたように、個人情報満載なので、これは各自で処分するというのは限界があると思うんです。それで、出来れば持って来てくださるのではなくて、事務局へ持っていけばきちんと処理して頂けるんなら、これは、やっぱり、委員としてはきちんと処分するという申し合わせとして、農業委員会事務局へ提出する方が  
良いのではないかなと言う気がしています。努力義務じゃなくて、必ずやって行かなくちゃいけないんじゃないかと言う事です。先ほどの話では処分してくださいと言う形ですよ。

事務局 持って来て頂ければ処分させていただきます。

8番 持っていけば処分ということですよ。

事務局 最終的に委員の任期が切れた時には全て持って来て頂くようにすればと思  
いますが。

8番 そこを、やっぱり確認できてなかったですよ。

議長 はい。事務局長。

事務局長 農業委員の皆さんも、町長からの委嘱を受けとられます。今こうして会議を  
しておる状態またそれ以外の時でも農業委員さんに相談があったりとかです  
ね色々あると思うんですが、準公務員の扱いになりますので、守秘義務は勿論  
ございます。ですので、処分については事務局へ持ってくることも処分の一つ  
という考え方を持って頂ければ、自らシュレッダーへかけて頂いても結構です  
し、必ず持ってきてくださいとまでは言いません。それぞれが、自己責任を持  
ってやって頂く必要がございます。持って来て頂ければ、必ず処分はいたしま  
す。という事です。

8番 はい、良く分かりました。

議長 その他、何かありますか。はいどうぞ、9番委員さん。

9番 9番鈴木です。今の関連なんですが、現地調査委員も同じ事だろうと思うん  
ですが、資料と言いますか、私も現地調査委員を経験しましたので自宅で保管  
すると言うても、限界もあるし、盗難と言う事も無きにしても非ずですので農業  
委員だけじゃなしに現地調査委員の方も歩調を合わせてやったらどうでしょ  
うかと言う事です。

議長 どうですか。事務局。

事務局 はい、推進委員につきましても同じような方法でして頂けたらということで、  
委員さんの方にもお話はさせて頂いておりますので農業委員と同じようにさ  
せてもらいたいと思います。

事務局長 よろしいですか。  
議長 どうぞ。  
事務局長 先ほど説明いたしましたように、同様なんですけど農業委員会事務局、役場に持って来て頂くと言う事も責任を持って処分をするという事の一つなので、必ず自分が家でやってくださいと言う意味ではございません。持って来て頂いたと言う事も責任を果たしたと言う事にはなりますので、よろしく願います。

議長 よろしいでしょうか。  
9番 はい。  
議長 その他、何かありますか。  
議長 はい5番委員さんどうぞ。  
5番 5番安井です。以前農地に色んな物を置いてあるまま、3条で承認しましたよね。所有権移転までに片づけるというのが今どうなったんか聞きたいんですが。所有権移転登記は済んだんですか。

議長 ■■■の件ですか。(令和2年8月議案第47号No.3) 昨年12月末をめどに撤去してという話でしたね。  
5番 片づけんと移転が出来んのか。それとももう移転してあるのか。  
議長 事務局何かありますか。  
事務局 所有権移転登記の名義変更の完了は、事務局の方では今は把握をしております。ですが状況につきましては、最適化推進委員さんの下原委員さんからもお話がございまして、前担当係長の方からも引継ぎで聞いておりまして、いったん3月末までに、農地に肥料等入れるかどうか言うようなところの確認をさせて頂いていると言う所ですが、昨今、コロナとかの関係もあって、中々ちょっと伸び伸びにならずれていると言うふうな状況を本人さんと話をさせて頂いております。ですので、今後も状況については定期的にですね、農業委員会事務局としての現地確認をさせて頂いて話は継続していきたいと言うふうに考えております。

5番 その時にちょっといろいろ意見が出ましてですね、前例とならないようお願いしていきたいんですけども。一応、みんな承認しとる訳ですからと思います。

事務局 はい、ありがとうございます。  
議長 はい、そのほかありますか、何か。  
議長 はい、それではありがとうございました。これを持ちまして第5回世羅町農業委員会総会を終了します。本日の会場の片付けは8番委員さんから14番委員さんをお願いします。ありがとうございました。

(閉会)

14時21分